

(平成27年1月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認近畿地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

厚生年金関係 11 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 12 件

国民年金関係 6 件

厚生年金関係 6 件

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社B工場において、昭和17年12月21日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、同社同工場の被保険者資格の喪失日は19年9月2日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年12月21日から19年9月頃まで

私は、A社B工場に入社し、同社同工場がC社D工場に商号変更した直後の昭和19年9月頃に退職したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）の記録により、申立人は、A社B工場において、昭和17年12月21日に被保険者資格を取得していることが確認できるものの、資格喪失日が記載されておらず、当該記録は申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

一方、申立人は、「A社B工場がC社D工場に商号変更し、仕事がE職からF職に変わったので、商号変更直後に退職した。」と主張しているところ、C社の業務内容は、当時のG新聞の「国策により既存工場を買収し、H業務等を目的として設立された事業所である。」旨の記載と一致しており、同社D工場に係る書換え後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人が申立期間において一緒に勤務していたと記憶する同僚も記載されていることから判断すると、申立人が勤務していたとするA社B工場は、C社D工場に商号変更したものと推認できる。

また、当時のI新聞によると、A社の臨時株主総会において、工場の一部を譲渡する決議が行われた旨が、昭和19年9月1日付けで公告されている上、

同社 J 工場の被保険者名簿によると、同社同工場は、同日付けで C 社 K 工場に名称変更していることが確認できることから、当該商号変更は同日に行われたものと考えられることを踏まえると、申立人は、A 社 B 工場が C 社 D 工場に商号変更した同日までは勤務していたことが推認できる。

さらに、A 社 B 工場に係る被保険者名簿は見当たらない上、同僚においても被保険者名簿と旧台帳の資格喪失日が異なっているなど、申立期間当時、社会保険事務所における厚生年金保険の記録管理が適切に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 17 年 12 月 21 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人の A 社 B 工場における被保険者資格喪失日は、19 年 9 月 2 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る旧台帳の A 社 B 工場における標準報酬月額の記録から、50 円とすることが妥当である。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15214

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から同年12月1日まで

私は、B社に入社し、同社及び同社の事業を引き継いだA社に継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録が昭和63年11月1日から同年12月1日までの1か月間が空白となっているので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録により、申立人と同様に、昭和63年11月1日にB社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、かつ、同年12月1日にA社において被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員から提出された給料明細書によると、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年12月1日であり、同社は、申立期間において適用事業所ではないことが確認できるが、同社に係る法人登記簿により、同社は同年10月\*日に設立された法人事業所であることが確認できることから、申立期間当時の厚

生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和63年12月のオンライン記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の適用の届出を行っていなかったと認められることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和63年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（和歌山）厚生年金 事案 15215（和歌山厚生年金事案 254 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）における被保険者資格の喪失日は、20年6月10日であったと認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年9月21日から20年5月頃まで

A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いので、年金記録確認和歌山地方第三者委員会（当時。以下「和歌山委員会」という。）に記録の訂正の申立てを行ったが認められなかった。

申立てが認められないとの通知があった後、日本年金機構から、「申立期間に係る資格取得日は判明したものの、資格喪失日が不明である。」旨の連絡があったので、再度調査、審議の上、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が記憶しているA社における業務内容及び同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人が同社において勤務していたことは推認できるが、i) 当該同僚は、「申立人とは部署が異なっている。他の部署の厚生年金保険の加入については不明である。」と陳述していること、ii) B社は、申立期間における関連資料を保管しておらず、申立人の厚生年金保険の保険料控除については不明としていることなどから、既に和歌山委員会の決定に基づき、平成21年5月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「前回の申立てが認められないとの通知があった後、日本年金機構から、A社の厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録が判明した

旨連絡があったので、再度調査、審議してほしい。」と申し立てしているところ、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）により、申立人は、同社において、昭和18年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は有るものの、資格喪失日は記載されておらず、当該記録は申立人の基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

また、現存するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿について、昭和21年に復元されたことがうかがえるところ、申立人と同様に、申立人が記憶する複数の同僚についても、旧台帳において同社に係る記録が確認できるものの、当該名簿に氏名が見当たらないことなど、完全に復元されているとは言い難いものとなっている。

一方、申立人は、「当時、A社のC工場において勤務していたが、徴兵検査を受けて入隊するため、入隊の直前に自宅に戻っていたときにD県に空襲があった。空襲後、同工場に行くとは焼失していた。空襲後に軍隊に入隊したため、その後、同工場に勤務することはなかった。」旨陳述しているところ、B社は、「C工場は昭和20年6月\*日の空襲により焼失した。」と回答している上、E組織から提出された申立人に係る兵籍簿によると、申立人は、昭和20年6月25日に軍隊に現役編入していることが確認できることから判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和18年9月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における被保険者資格の喪失日は20年6月10日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の旧台帳におけるA社に係る昭和18年9月の標準報酬月額の記録から、40円とすることが妥当である。

## 近畿（兵庫）厚生年金 事案 15216

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和54年12月から55年8月までは18万円、同年9月は19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年12月1日から55年10月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間について、ねんきん定期便に記載された標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除額よりも多くの保険料が控除されていることから、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び申立人から提出された給料明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、昭和54年12月から55年8月までは18万円、同年9月は19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和22年12月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年12月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは7,500円、同年5月から25年2月までは8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月10日から25年3月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらったが、A社において昭和21年12月1日から27年11月25日まで継続し、申立期間もB職としてC業務に従事していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「D資料」の内容及び当時の出来事の記録から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人と同じB職として異なる事業現場において勤務していたと陳述している複数の従業員は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、事業現場において勤務していた期間についても厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和25

年3月の社会保険出張所(当時)の記録及び同社の申立人とほぼ同年齢の男性の標準報酬月額記録から、22年12月から23年7月までは600円、同年8月から24年4月までは7,500円、同年5月から25年2月までは8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険出張所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15218

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月28日から同年3月1日まで  
年金事務所に厚生年金保険の記録を照会したところ、申立期間については厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。  
私は、昭和60年5月からA社にB職として勤務し、同社の組織変更に伴い、平成10年3月1日付けでC組織に転籍した。申立期間も勤務しており、厚生年金保険料が控除されていたので、被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社の事務手続を行っていたC組織の回答、雇用保険の記録及び複数の同僚の陳述から、申立人は、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の当時の取締役は、「C組織に転籍させた従業員の平成10年2月分の厚生年金保険料は当社において控除した。」と回答している上、C組織の総務部長は、「平成10年3月1日付けでA社の申立人を含めた従業員全員がC組織に転籍してきた。同社の厚生年金保険料控除は当月控除方式であり、申立人の同年2月分の給料から保険料を控除した。」と回答している。

さらに、申立人と同日にA社からC組織に転籍したと回答のあった20人の同僚のうち、不明と回答のあった2人を除く18人は、「申立期間も厚生年金保険料が控除されていた。」と回答している上、当該同僚のうち1人から提出された部門別仕訳明細表により、申立期間に係る厚生年金保険料が控除され

ていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社は、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし同社に係る登記事項証明書によると、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日以降においても法人事業所であることが確認できることから、同社は、申立期間において、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、C組織は、「A社における申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日については平成10年3月1日と届出を行い、申立期間の保険料も納付済みである。」と回答しているものの、同組織が保管するA社に係る申立人の被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失年月日は平成10年2月28日となっていることから、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る同年2月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月30日に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を69万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月30日  
② 平成16年12月30日

私は、平成9年7月から21年5月までの期間、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、当該期間に係る標準賞与額の記録が無いので記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された家計簿によると、平成15年12月の収入欄に賞与として「58万489円」の記載が確認できる。

また、前述の家計簿に記載が確認できる申立期間前後の賞与支給額について、平成15年の総報酬制以前は、特別保険料の届出及び申立人の陳述の内容とも符合している上、17年12月、18年8月及び同年12月については、オンライン記録により確認できる標準賞与額から、当該標準賞与額に基づく社会保険料等を控除した額と符合している。

さらに、申立人と同様、B職であった同僚は、「申立期間①において、B職であった従業員に対し賞与が支給されており、申立人にも賞与が支給されていると思う。」と陳述している上、当該同僚から提出された平成15年12月分賞与に係る給与支給明細書により、賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①にA社から賞与が支給され、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されて

いたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準賞与額については、前述の家計簿により確認できる賞与の手取り額及び申立人と同職種の同僚から提出された賞与に係る給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料率に基づき算出した賞与支給額から、69万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当時の事業主及び社会保険事務担当者に照会したが回答は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、前述の家計簿によると、平成16年12月の収入欄に賞与として「100万円」の記載が確認できる。

しかしながら、前述のとおり、当時の事業主及び社会保険事務担当者から回答を得ることができないことから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録により、A社において平成15年3月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得し、申立期間②に被保険者記録が確認できる27人（申立人を除く。）について見ると、そのうち18人のC職及びD職等については標準賞与額の記録が確認できるものの、申立人と同様、B職であったことが確認できた2人については標準賞与額の記録は無い上、賞与に係る給与支給明細書を保管している者もない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成17年8月9日、同年12月12日及び18年8月1日は50万円、19年8月8日は5万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年8月9日  
② 平成17年12月12日  
③ 平成18年8月1日  
④ 平成19年8月8日

A社において勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該期間に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された賞与に係る給与明細書により、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成17年8月9日、同年12月12日及び18年8月1日は50万円、19年8月8日は5万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資料が無いため不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を26万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年8月3日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険法第75条の規定により年金の給付額に反映されていない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与支払明細書により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を失念したとして届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を26万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年8月3日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険法第75条の規定により年金の給付額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与支払明細書により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を失念したとして届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を26万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成23年8月3日

申立期間にA社から支給された賞与について、厚生年金保険法第75条の規定により年金の給付額に反映されない記録となっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立期間に係る賞与支払明細書により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の賞与支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を失念したとして届出を行っていることから、年金事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 55 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 55 年 7 月まで

昭和 55 年 7 月に、夫が、A 金融機関（当時）の職員から国民年金の加入を勧められ、自身の国民年金保険料を納付した際に、私の申立期間の保険料も一緒に納付してくれた。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す領収証として、A 金融機関の職員にもらった受取証があるので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る国民年金保険料について、申立人は、昭和 55 年 7 月に申立人の夫が、夫自身の保険料と一緒に納付してくれたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 60 年 4 月 8 日に払い出されていることから、申立人の夫が国民年金保険料を納付したとする 55 年 7 月時点において、申立人は国民年金に未加入である上、手帳記号番号払出時点（昭和 60 年 4 月）では、申立人の申立期間に係る保険料は時効により納付することができない。

また、関連資料として申立人から提出された受取証について、申立人は、前述の夫婦二人分の国民年金保険料を申立人の夫が納付した際に、A 金融機関職員からもらったものであり、受取証の氏名欄の欄外に「申立人名分」との記載が有ることから、当該受取証は、申立人の申立期間に係る保険料納付を示すものであると陳述しているが、受取証の宛名欄に記載されている氏名は申立人の夫名である上、受取証の金額欄に記載されている金額は、申立期間について、特例納付、過年度納付及び現年度納付した場合の保険料の一人分相当額であり、これはオンライン記録における申立人の夫に係る納付記録

と一致していることから、当該受取証は申立人の夫に係る保険料の納付によって交付されたものと考えられる。

さらに、申立人の夫については、B組織（現在は、解散）を通じて国民年金に加入したことにより、国民年金手帳記号番号が払い出されたことが国民年金手帳記号番号払出簿において確認できる上、当該組織が昭和55年8月30日付けで作成した国民年金被保険者名簿において申立期間の納付記録が確認できるところ、当該組織の年金記録を継承しているC組織は、申立人についてはB組織における国民年金の加入記録は無いとしており、申立人の申立期間に係る保険料が、その夫と同様に納付されていた事情は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（和歌山）国民年金 事案 6841

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から48年12月まで

昭和44年1月頃に、母が、国民年金保険料の集金人であったA組織のB氏を通じて、私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料については、母が、B氏に自身の保険料と一緒に納付してくれており、同氏は、保険料を集金すると、通い帳のような紙に認め印を押すか、サインをしていたことを覚えている。

私は、C県の会社に就職する際、母に厚生年金保険に加入すると言ったので、母は、私の国民年金保険料の納付をやめたと思うが、申立期間の保険料については納付しているはずであり、納付済みとされていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、D県E町（現在は、F市）において昭和53年5月16日に払い出されており、申立人に係る当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、当該手帳記号番号における最初の国民年金被保険者資格取得日は同年4月26日であり、当該資格取得日前の国民年金被保険者記録は確認できないことから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地であるE町における手帳記号番号の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親からも陳述を得ることができない上、申立人は、当該期間の保険料を集金していたとするA組織のB氏について、「既に死亡していると聞いている。」旨陳述していることから、申立人の加入手続及び当該期間の保険料の納付に係る状況を確認することはできない。

加えて、申立期間は5年間に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難く、申立人及び当該期間当時の申立人の隣人から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月及び同年3月の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月及び同年3月

私は昭和58年2月にA社の子会社であるB社を退職した後、同年9月にA社に入社したが、退職から入社までの7か月間のうち、申立期間は空白となっており、その直後の同年4月から8月までの5か月間は申請免除期間となっている。

申立期間及びその直後の5か月間について、私自身は国民年金に関する手続には関与していないが、昭和58年9月にA社に入社した翌月に、同社と同じ建物内にあったB社に勤務していた時の元上司の課長から、「昭和58年2月から同年8月までの7か月間については、間が空かないようにしておいたから。」と聞いた。

また、平成16年2月にA社を退職した際、同社の社会保険事務等を担当していた同僚は、私の国民年金保険料免除申請手続を行ってくれるとともに、「申立期間についても同様に会社が国民年金保険料免除申請手続を行っていると思う。」と教えてくれた。

これらのことから、申立期間が申請免除期間となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の再加入手続及び国民年金保険料の免除申請手続について、自身は関与していないとしている上、A社に入社後の昭和58年10月に、申立期間の直前に就業していたB社の元上司の課長から、「間が空かないようにしておいた。」旨を聞いたと主張しているものの、当該課長については平成16年に死亡したと陳述しており、申立期間に係るこれらの手続状況を確認することができない。

また、申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和58年2月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、同年3月31日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間のうち、同年2月については国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料の免除申請を行うことはできない上、申立期間のうち、同年3月については、申立人は、申請手続が遅れても遡って免除申請ができる旨陳述しているが、申立人に係る免除申請手続が遅れたことにより、制度上、免除申請ができない期間であった可能性が否定できない。

さらに、申立人は、「平成16年2月にA社を退職した際にも、同社の社会保険事務等を担当していた同僚が私の国民年金保険料免除申請手続を行うとともに、申立期間についても、同様に、会社が国民年金保険料の免除申請手続を行っていると思うと教えてくれた。」と陳述していることから、A社を退職後、現在はB社において社会保険事務等を担当している当該同僚に照会したところ、同氏は、「申立人が平成16年2月に退職した際、私はA社で勤務していたが、申立人の国民年金の手続には関与した記憶は無く、申立期間当ても、私は同社で勤務しており、B社では勤務していなかったことから、申立人が昭和58年2月に同社を退職した際の状況については分からない。」と回答している上、申立人は、「私は、B社において社会保険事務等を担当していたので、同社を退職する際に業務を引き継いだ同僚に当時の状況を記憶していないか確認したところ、同氏は、当時は慣れない業務を指示されるまま行っていたので、何も覚えていないと言っている。」と陳述している。

加えて、申立人が免除申請手続を行ってくれたと思うとしている元上司の課長が申立期間当時所属していたとみられるB社に申立期間当時の状況を照会したところ、「当時のことは資料も見当たらず不明である。」旨回答している上、同社の親会社であるA社にも照会したところ、「当時のことは不明である。」旨回答している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 7 月末に A 社を退職し、個人事業所の B 事業所に転職することになっていたことから、母親が同年 7 月 29 日に私の将来のことを考え、C 県 D 市役所 E 出張所に出向き、私の国民年金の加入手続を行ったはずである。私の所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、被保険者となった日が同年 7 月 29 日と記載されていることから、この日が私の国民年金の加入日である。

申立期間の国民年金保険料は、私が、毎月、給料の中から保険料分を母親に渡し、母親が定期的に D 市役所 E 出張所の窓口で納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、D 市において昭和 57 年 5 月 17 日に払い出されており、申立人に係る同市の国民年金被保険者台帳によると、申立人の国民年金被保険者資格取得の届出年月日は同年 4 月 28 日と記録されていること、及び申立人の手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人に係る国民年金の加入手続は同年 4 月 28 日に行われたものと推認でき、申立人の母親が、年金手帳に記載されている被保険者となった日（昭和 56 年 7 月 29 日）に国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張と符合しない。

また、前述の加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は遡って納付することが可能であるが、申立人は、当該期間に係る保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡している

上、申立人は、「母親から遡って未納保険料を納付したと聞いた記憶が無い。給料の中からまとめて保険料を母親に渡したこともない。」旨陳述しており、申立人の当時の保険料納付に係る具体的な状況が不明である。

さらに、申立人は、所持する年金手帳の国民年金の記録欄に「被保険者となった日 昭和 56 年 7 月 29 日」の記載が有ることから、母親が当該日に申立人に係る国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、当該日付は、国民年金被保険者資格の取得日であり、実際の国民年金の加入手続日や、保険料納付の事実を示すものではない上、申立人に係る D 市の国民年金被保険者台帳においても、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記載は確認できない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、D 市における当該期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の視認による縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から当該期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

私は、昭和52年7月に会社を退職した後、国民年金に任意加入し、54年2月に付加保険料の納付申出を行ってからは、61年3月まで付加保険料を含む国民年金保険料を納付していた。

申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、自宅に送付のあった納付書を用い、金融機関の窓口において納付したはずである。

申立期間当時、生活状況に変化も無く、国民年金保険料の納付が遅れた事情も思い当たらないことから、当該期間は、前後の期間と同様に、付加保険料を含む国民年金保険料を納付したはずであり、付加保険料のみが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付記録は、定額保険料を過年度納付したことを示す「A現自」と記録されていることが確認できることから、当該期間当時、付加保険料については、現年度保険料の納期限を経過すると納付することができないこととされていたことから、当該期間の定額保険料を過年度納付した時点において、当該期間の付加保険料は、制度上、納付することができない。

また、日本年金機構Aブロック本部B事務センターは、申立期間当時の付加保険料の納付申出者に対する過年度納付書について、「付加保険料を加算した金額で過年度納付書を発行することはなかった。」旨回答していることから、社会保険事務所（当時）が発行した過年度納付書については、定額保険料のみの国民年金保険料額であったことがうかがえ、申立人が、当該納付書を用い、申立期間の定額保険料のみを過年度納付したものと考えるのが自然であ

る。

さらに、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料について、「自宅に送付のあった納付書を用い、金融機関の窓口において納付したはずである。また、申立期間当時、生活状況に変化も無く、国民年金保険料の納付が遅れた事情も思い当たらない。」旨主張しているが、納付時期、納付場所及び納付金額等の詳細な記憶は無いとしており、当該期間の保険料の納付に係る具体的な状況を確認することはできない。

このほか、申立人から申立期間の付加保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることができない。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6845（近畿（兵庫）国民年金事案 6589 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 12 月から平成 2 年 6 月までの期間、3 年 1 月及び 4 年 5 月から 5 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 12 月から平成 2 年 6 月まで  
② 平成 3 年 1 月  
③ 平成 4 年 5 月から 5 年 3 月まで

私は、昭和 55 年 1 月に A 社を退職後、B 社の関係の仕事をしていたときに、同僚から「会社は厚生年金保険に加入してくれていない。」と言われたので、時期ははっきり覚えていないが、C 県 D 市 E 区役所に出向いて国民年金の再加入手続を行った。

また、平成 2 年 11 月頃に F 社を開業後に、社長は厚生年金保険に加入できないと聞き、国民年金の再加入手続を行ったことも覚えている。

国民年金保険料の納付について、私は関与していないが、亡くなった妻がきっちり納付してくれていたはずである。

申立期間①から③までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

以上を年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、認められないとの通知があった。

そこで、新たな資料を探したところ、D 市 E 区役所からもらった同市の便箋（以下「資料①」という。）が見付かった。資料①は、平成 3 年頃、F 社の事業に必要な G の許可をもらうために H 組織に行った後、立ち寄った同区役所の国民年金担当の窓口職員からもらったものであり、当初、同職員から、「国民年金保険料が 160 か月掛かっている。」と言われ、国民年金保険料の納付月数を当該資料の左下に「160」と記入していることから、同年頃の保険料の納付月数は 160 か月あったはずである。

しかし、その直後に、当該職員から、「厚生年金保険が 182 か月、国民

年金が 62 か月掛かっており、あと 50 回ほど掛ければ 300 か月になる。」  
と言われ、資料①の裏面に「182 62」と記入しているが、国民年金の 62  
か月は 160 か月の間違いである。

また、I 社会保険事務所(当時)から送付のあった平成 9 年 5 月 29 日付け  
の「厚生年金保険被保険者期間について(回答)」(以下「資料②」とい  
う。)及び 13 年 1 月 12 日付けの「被保険者記録照会回答票」(以下「資  
料③」という。)が見付かったことから、併せて提出するので、再度、審  
議してほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までに係る申立てについては、i) 申立期間①及び②につ  
いて、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号  
は、昭和 46 年 10 月 11 日に D 市 E 区において夫婦連番で払い出されていると  
ころ、オンライン記録によると、当該期間に係る国民年金被保険者資格の取得  
日及び喪失日は平成 13 年 11 月 20 日に入力されていることから、同日までは  
国民年金の未加入期間である上、当該入力時点において、当該期間は時効によ  
り国民年金保険料を納付することができない期間であり、申立人は、当該期間  
の保険料を納付することはできなかったものと推認できること、ii) 申立期間  
③について、同区の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、4 年 5 月 1 日  
付け国民年金被保険者資格の取得届を同年 12 月 8 日に行っていることが確認  
でき、当該加入手続時点において、当該期間の保険料は、現年度納付するこ  
とが可能であるが、申立人に係る同区の国民年金収滞納一覧表によると、当該期  
間は未納とされている上、オンライン記録によると、申立人は、5 か月後の 5  
年 5 月 31 日に、当該期間直後の同年 4 月から 6 年 3 月までの保険料の免除申  
請手続を行っていることが確認できることから、申立期間③に係る保険料の納  
付が困難であった事情がうかがえること、iii) 申立人は、保険料の納付に関与  
しておらず、また、申立人の保険料の納付を担っていたとする申立人の妻は既  
に他界しており、保険料の納付状況等は不明であること、iv) 上記とは別の手  
帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行った  
ほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより当時の住所地(D 市 E  
区)における縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出された  
ことをうかがわせる事情は見当たらないこと、v) 申立期間は 3 期間合わせて  
8 年 7 か月間に及んでおり、保険料の収納及び記録管理における事務過誤が 3  
回とも、また、長期間にわたって繰り返されたとも考え難いことなどから、既  
に当委員会の決定に基づき、平成 25 年 10 月 11 日付けで年金記録の訂正は必  
要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、「新たな資料として資料①から③までを  
提出するので、再度審議してほしい。」と申し立てている。

しかしながら、資料①について、申立人は、「資料①は、平成3年頃、D市E区役所の国民年金担当の窓口職員からもらったものである。」と主張しているが、資料①について、D市E区役所は、「『J』と印刷された便箋の使用開始時期は不明であるが、『J』という用語の使用を開始したのは平成8年頃からである。」旨回答しており、平成3年頃には、同区役所において、当該便箋が使用されていなかったものと推認できる。

また、申立人は、「D市E区役所の職員から資料①をもらった際、当初、『国民年金保険料が160か月掛かっている。』と言われ、その直後に、『厚生年金保険が182か月、国民年金が62か月掛かっている。』と言われたものの、国民年金の62か月は160か月の間違いである。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人は、平成14年1月16日に、11年11月分の国民年金保険料を過年度納付したことにより、保険料の納付済期間及び免除期間の合計が62か月となったことが確認できることから、資料①の裏面に「182 62」と記載したとする時期は、14年1月16日以降であったと考えるのが合理的であり、申立人が主張する3年頃に資料①をもらったとは考え難い。

さらに、資料②を見ると、申立人の厚生年金保険被保険者期間124か月が判明したとする内容であり、国民年金保険料の納付に関する記載は見当たらず、資料②からは、申立期間に係る保険料の納付をうかがうことはできない。

加えて、資料③を見ると、昭和55年12月1日に国民年金被保険者資格を喪失後、平成4年5月1日に同資格を再取得していることが確認でき、申立人が申立期間①及び②に係る国民年金被保険者資格を取得した形跡が見られないことから、資料③作成時点において、当該期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、資料③には、厚生年金保険被保険者期間が102か月、国民年金保険料納付済月数及び免除月数が合わせて58か月となっていることが確認できるが、資料③からは、申立期間に係る保険料が納付されていた形跡はうかがえない。

これらのことから、申立人から提出された資料①から③までは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、申立人から申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできず、そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 近畿（福井）厚生年金 事案 15224

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 3 月 28 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）本店において、昭和 48 年 9 月から 49 年 3 月まで勤務し、各月の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。給与明細を提出するので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における昭和 49 年 3 月分の給与明細により、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は昭和 49 年 3 月 27 日であり、厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和 49 年 3 月 28 日）と符合している。

また、B社は、「申立期間当時の資料は保管しておらず、申立人の申立期間における勤務実態については不明である。」と回答している。

さらに、オンライン記録において、申立期間当時、A社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる元同僚に照会したところ、申立人を記憶していると回答のあった元同僚は、「申立人の退職日までは覚えていない。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15225

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 8 月 8 日  
② 平成 15 年 12 月 10 日  
③ 平成 16 年 4 月 9 日  
④ 平成 16 年 8 月 10 日

A社にB職として勤務した期間のうち、申立期間に支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無いので、当該記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人から提出された総合口座通帳により、申立人にA社から当該期間に係る賞与が支給されていたことが確認できる。

しかし、A社に、申立人の申立期間に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額について照会したが、回答が得られない。

また、申立期間に係る年間の給与収入額及び社会保険料控除額が確認できる課税資料について、申立人の当該期間の住所地であるC市D区に照会したものの、同区は、「申立人の申立期間に係る課税資料については、保存年限を経過しており廃棄済みである。」旨回答しており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月頃から 42 年 9 月頃まで  
② 昭和 44 年 2 月頃から同年 10 月 1 日まで

年金事務所の記録では、私がA社（現在は、B社）にC職として勤務していた申立期間①及びD社にE職として勤務していた申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無いが、最近、当時の同僚から、両社に勤務していた期間に係る被保険者記録が有ると聞いたので、申立期間①及び②について調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、当該期間に被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述から、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の当時の事業主は既に死亡しており、2代目の事業主及び複数の従業員から名前の挙がった当時の給与計算担当者に照会したが、回答を得ることができない上、B社は、「申立人を特定する記録や資料も無く、当時を知る者もいないため、申立人については全て不明としか答えようがない。」と回答している。

また、A社に係る被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員 25 人に照会したところ、13 人から回答があり、そのうちF職として入社し、後に取締役となった従業員は、「私が厚生年金保険に加入したのは入社後 1 年 10 か月後である。勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険に加入していない従業員がいることについては、当時、会社の経営状態が不安定だったこともあり、会社が積極的に従業員を社会保険に加入させていなかった事情があったと思う。」旨陳述している上、ほかの従業員も、「A社には約 1 年半勤務したにもかかわらず、被保険者期間は 6 か月しか

い。」「A社における厚生年金保険の資格取得日は私の記憶する入社日の2年半後である。」旨それぞれ陳述している。

さらに、A社において雇用保険の加入記録が確認できる元従業員5人について、厚生年金保険の被保険者資格取得日と比較すると、5人とも、同取得日は、雇用保険の被保険者資格取得日より後であり、そのうち1人は約2年半も後であることが確認できる上、前述の回答のあった元従業員から申立期間①に勤務していたC職として名前が挙げられた者のうち、申立人が記憶する同僚1人を含む複数の者の被保険者記録が確認できないことから、同社は、当時、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、仮に、加入させたとしても勤務期間の全てについて加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人に係る雇用保険被保険者記録により、A社における被保険者記録は無いことが確認できる上、A社に係る被保険者名簿において、申立期間①における健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

- 2 申立期間②について、D社に係る事業所別被保険者名簿（以下「名簿」という。）において、当該期間に被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「私と申立人は、E職として同じ現場に勤務していたが、勤務開始時期は申立人のほうが早かった。」旨陳述している。

しかしながら、D社は昭和46年8月26日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡しており、従業員から名前が挙げられた当時の給与担当者は所在不明であることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、D社に係る名簿により、申立人が、申立期間②において、前述の同僚のほかに、同じ現場で一緒に勤務したとして名前を挙げたE職の4人のうち2人は当該名簿に氏名が確認できない上、他の2人については、被保険者期間は1か月であることを踏まえると、同社は、当時、必ずしも全ての従業員について厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、仮に、加入させたとしても勤務期間の全てについて加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間②のうち、昭和44年9月1日から同年10月1日までの期間については、D社の直後に勤務した事業所における雇用保険の加入記録が確認できる上、D社に係る名簿において、申立期間②における健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月中頃から 63 年 2 月 1 日まで  
年金事務所の記録では、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているが、私は、昭和 62 年 8 月中頃に A 社に入社し、派遣先の B 社（現在は、C 社）において勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳によると、申立期間のうち一部の期間において給料が振り込まれていることが確認できる。

しかし、A 社の元事業主は、「確認できる資料が無く、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」旨回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び A 社において昭和 62 年 8 月から 63 年 2 月までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得し所在が判明した元従業員に照会したところ、14 人から回答を得たが、申立人の入社時期を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、A 社の元事業主及び同社の元事務担当者は、「A 社は、申立期間当時、入社した社員の厚生年金保険と雇用保険の資格取得日を同日とする届出を行っていた。」旨回答しているところ、申立人の A 社における厚生年金保険と雇用保険の資格取得日は、同日の昭和 63 年 2 月 1 日であることが確認できる上、同社において申立期間及び申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している元従業員のうち、同社における雇用保険の記録が確認できる複数の同僚についても、厚生年金保険と雇用保険の資格取得日が一致している。

加えて、申立人に係る雇用保険の給付記録によると、申立人は、昭和 62 年

8月31日に求職の申込を行い、同年12月7日から63年1月30日までの期間に係る基本手当（失業給付）を受給していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（京都）厚生年金 事案 15228

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月頃から27年12月頃まで

母は、申立期間において、A県B地域の外国軍人の家にC職として勤務した。当該期間は厚生年金保険に加入していたはずにもかかわらず、被保険者記録が無い。母のように勤務した者の経費は、日本政府が負担していたと考えられることから、調査の上、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の息子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとする地域（以下「当該地域」という。）及び当時の背景に係る申立人の息子の陳述は、D郡誌並びにE市史の第3巻及び第8巻により確認できる当該地域の当時の状況と符合する。

しかしながら、A県内のF組織に係る記録を保管するA県に照会したところ、同県は、「申立期間の申立人に係る資料は見当たらない。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A県内のF組織に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びA県F組織氏名検索システムにおいて、それぞれ申立人のものと考えられる被保険者の記録は見当たらない。

さらに、申立人の息子は、「母に同僚はいなかったと思う。」と陳述しており、同僚に照会ができないことから、申立人の勤務実態に係る陳述を得ることができない。

申立期間のうち、昭和26年7月1日から27年12月頃までの期間について、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格

について」(昭和 26 年 7 月 3 日付け保発第 51 号厚生省保険局長通知)により、26 年 7 月 1 日以降、連合軍要員のうち、クラブ、ホテル等の非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者は、政府の直備<sup>ちよくよう</sup>使用人としての身分を喪失することとなったので、ハウス、ホテル等のいわゆる家事使用人及びクラブ、宿舎施設、食堂、映画事業等に使用される者は、健康保険及び厚生年金保険の強制被保険者とはならないとされていることから、申立人は、申立期間のうち、同年 7 月 1 日から 27 年 12 月頃までの期間について、強制被保険者となることができない。

また、昭和 26 年 7 月 1 日以降に個人的サービス又は非軍事的用務に使用される者は、個人又は軍が直接雇用主となっている場合があるが、申立人の息子は、「母が勤務していた先の軍人の名前を記憶していない。」と陳述している上、事業所名簿検索において、申立人の息子が主張する事業所名称及び申立人の職務内容と符合する当該地域の厚生年金保険の適用事業所も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 近畿（大阪）厚生年金 事案 15229

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
② 平成 17 年 2 月 7 日から同年 5 月 1 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが判明した。申立期間①はA社（現在は、B社）に、申立期間②はC社にそれぞれ勤務していたことは間違いないので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、当該期間にA社に勤務したと申し立てているが、B社から提出された退職記録簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、平成 7 年 3 月 30 日に退社（離職）していることが確認できる。

また、B社は、「当時の資料は、既に廃棄しているため、申立期間の厚生年金保険料控除については不明であるものの、当社では、退社日の翌日を厚生年金保険の資格喪失日として届出しており、事務処理は適正に行っている。」旨回答しているところ、前述の退職記録簿によると、記載されている 10 人（申立人を除く。）のうち、厚生年金保険被保険者記録がある 6 人の資格喪失日は、それぞれの退社日の翌日である上、当該 10 人のうち、雇用保険の記録がある 6 人の離職日は、それぞれの退社日と同日であることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人から提出された給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、当該期間にC社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、前述の給料支払明細書により、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、C社の社会保険事務担当者は、「申立人は、申立期間②に勤務していたが、当該期間は試用期間であったため、厚生年金保険には加入させていなかった。」旨回答している上、同社において、当該期間に厚生年金保険被保険者記録がある14人に照会したところ、回答があった2人とも、「当時、C社では、厚生年金保険の加入は入社と同時ではなかった。」旨回答している。

さらに、C社の事業主は、「申立人については記憶に無く、申立期間当時の資料は既に廃棄済みであるため、当該期間の保険料控除については不明である。」旨回答している。

加えて、C社に係るオンライン記録において、申立期間②における健康保険整理番号に欠番は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。